

令和2年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年12月17日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第117号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第118号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
第5	議案第120号	飛騨市健康増進施設条例について
第6	議案第121号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第122号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第123号	訴えの変更について
第9	議案第124号	飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第125号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）
第11	議案第126号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第12	議案第127号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第13	議案第128号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）
第14	請願第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書
第15		岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第117号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第118号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
日程第5	議案第120号	飛騨市健康増進施設条例について
日程第6	議案第121号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第122号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第8	議案第123号	訴えの変更について
日程第9	議案第124号	飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて
日程第10	議案第125号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）
日程第11	議案第126号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
日程第12	議案第127号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
日程第13	議案第128号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）
日程第14	請願第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書
日程第15		岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水上雅廣
3番	谷口敬信
4番	上ヶ吹豊孝
5番	井端浩二
6番	澤田史朗
7番	住田清美
8番	徳島純次
9番	前川文博
10番	野村勝憲
11番	籠山恵美子
12番	高原邦子
13番	葛谷寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹淳也
副市長	湯之下明宏
教育長	沖畑康子
総務部長	泉原利匡

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村賢一
書記	赤谷真依子

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により5番、井端議員、6番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第117号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第7 議案第122号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第117号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第122号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら6案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第117号から議案第122号までの6案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る、12月14日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第117号について申し上げます。

本案は、行政区長職の見直しに伴う改正で、地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤の特別職職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、非常勤の特別職職員として位置づけていた行政区長の職を見直し、所要の改正を行うものです。具体的には、今まで報酬として支払っていたお金は、今後、謝礼として支払われることとなります。

質疑では、この改正によって、区長の役割は変わるのかとの質問があり、公職選挙法の適用を受けなくなることが変わるが、区長としての役割は今までと変わらないとの答弁がありました。また、自治会と行政区の違いをどう考えているのかとの質問があり、古川町

の行政区長の制度は自治制度として優れているので、それを広げようとしたが、無理だということであれば、地域に応じた柔軟な対応をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第118号について申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正で、国民健康保険料の軽減判定所得の算出方法を、基礎控除額について、現行の33万円から43万円に10万円引き上げる等の改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第119号について申し上げます。

本案は、今年度神岡町に建設された飛騨市多機能型障がい者支援センターの指定管理者の指定の議案で、指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人飛騨市障がいのある人を支える会です。

質疑では、指定管理料200万円の根拠は人件費なのかという質問には、総費用に対し人件費が7割程度を占めるが、障がい福祉サービスなので、給付費でペイするかたちである。3年間は年度ごとに200万円の範囲内で、収支差額分のみ支払う精算方式をとるといふ答弁でした。また、市内に申請資格に該当する事業者はどれだけあるのかとの問いには、2事業者であるとの答弁でした。

次に、議案第120号について申し上げます。

本案は、健康増進施設の設置及び管理に関する条例の制定で、内容は、河合町にある「ゆうわ〜くはうす」を、今までは観光施設として位置づけてきましたが、地域住民の利用が多い実態等に鑑み、健康増進施設に位置づけるものです。

質疑では、健康増進施設に変更した場合、館内で行う飲食は、条例上可能なのかという質問がありましたが、飲食に関しては、条例等に規定はなく、指定管理者と協議して決めていくとの答弁がありました。

また、健康増進施設とするメリットは、という質問に対しては、本来、市民が利用するための施設を観光施設として位置づけていることが制度に合っておらず、現状を実情に合うかたちに是正することが目的であるとの答弁がありました。

次に、議案第121号について申し上げます。

本案は、飛騨かわいスキー場を、観光施設として位置づけてきたが、地域住民の利用が多いので、その実態に鑑み、スポーツ施設に位置づけるものです。

質疑はありませんでした。

次に、議案第122号について申し上げます。

本案は、今後の医療需要について、在宅復帰支援の強化が望まれると考えられることから、地域包括ケア病床を8床増床し、20床とし、必要な面積要件を満たすため、一般病床において4床を削減。あわせて、看護師の動線を減らし、充実した看護の提供につなげるため、療養病床における非稼働病床、6床を削減するものです。

質疑では、病床数の減少は減収につながるのかとの質問がありましたが、稼働病床は常時7割程度であり、3割は空いているので、減収は想定していないとの答弁がありました。

た。また、病床数を減らしたことで、発熱外来の患者には対応できるのかとの問いには、県の指示にもよるが、市民病院としても対応の準備は考えているとの答弁がありました。

これら6案件について、いずれも、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第117号から議案第122号までの6案件について討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第117号から議案第122号までのこれら6案件について委員長の報告は可決であります。

これら6案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第117号から議案第122号までの6案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第123号 訴えの変更について

及び

日程第9 議案第124号 飛騨市指導の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第8、議案第123号、訴えの変更について及び日程第9、議案第124号、飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についての2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら2案件については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第123号及び議案第124号の2案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、12月14日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第123号について申し上げます。

本案は、市の訴訟において、損益相殺の対象として損害賠償金から控除していた建物災害共済金、1億9,657万7,128円について、火災が被告の故意過失により発生したと認定された場合、市は、建物災害共済金を支払った一般財団法人全国自治協会から返還を求められることが明らかになったため、建物災害共済金分についての損益相殺の主張を撤回し、請求を拡張するものです。

質疑では、返還が生じることは9月までわからなかったのかという質問があり、当初の訴訟の前に恐れがあるということはわかっており、その場合は拡張するという事を訴えに記載していたとの答弁がありました。また、請求額に今回増額される訴訟費用は含まれるかという問いには、含まれないとのことでした。さらに、裁判の見通しについては、当初想定したほどかからないのではという思いがある。また、今まで口頭弁論を1回、弁論準備手続きを13回行っているとのことでした。

次に、議案第124号について申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正により、「自転車通行帯」に関する規定が新たに設けられたこと等を踏まえ、本条例においても同内容の改正を行うものです。内容は、自転車通行帯の新設と自転車道の設置要件の追加であります。

質疑では、通行量が多いという目安はどれくらいかとの質問があり、何台以上という決まりはなく、自治体の状況によるとの答弁がありました。また、今回の改正内容にそって改良を計画するところはあるのかとの問いに対しては、早急に自転車通行帯として整備する道路はないとの答弁がありました。これら2案件について、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第123号及び議案第124号の2案件について討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。議案第123号及び議案第124号の2案件について委員長の報告は可決であります。これら2案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第125号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）
から

日程第13 議案第128号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第10、議案第125号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）から
日程第13、議案第128号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）までの
4案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします

これら4案件については、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の
審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経
過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたの
で、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論に入りますが、議案第125号から議案第128号までの4案件につ
きましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。はじめに議案
第125号から議案第127号までの3案件について一括採決いたします。

議案第125号から議案第127号までの3案件については、いずれも委員長報告は
原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら3案件は委員長報告のとおり決
することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第125号から議案第127号までの3案件につ
いては原案のとおり可決されました。

◎議長（葛谷寛徳）

次に議案第128号について採決をいたします。

議案第128号については、委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よ
って、本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

◆日程第14 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第14、請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を議題といたします。本案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました、請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願の審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、12月14日、委員会室において審査を行いました。

本請願は、市に入る地方たばこ税の一部を活用し、市が所有・管理する公共施設や場所について、喫煙者・非喫煙者の双方に配慮した喫煙場所の設置と維持管理を求めるものです。委員からは、喫煙者を一方的に排除せず、喫煙者にも配慮した施設をという意見や、吸えるところと吸えないところをはっきりする分煙ということは大切であるという賛成意見がありました。

また、紹介議員に対し、請願者はどこを整備してほしいのか聞いているのかと質問があり、古川のまつり会館、JR飛驒古川駅、神岡のガッタンゴーであるとの答弁がありました。討論では、反対者からは、たばこの嗜好性とか分煙の必要性を反対するものではないが、たばこ税を払っているのだから行政で対応してほしいという考え方が理解できない。少しでも喫煙者を減らしたいというのが飛驒市の健康計画なのだから、分煙室の整備は民間に任せ、禁煙外来等に通っている方々や、病気にかかった方々に助成をするのなら賛成であるが、行政が分煙室をつくるのには納得できないとの反対討論がありました。採決の結果は、賛成多数で採択すべきものと報告することに決定しました。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

発言は登壇をして行ってください。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について。私は、こ

の請願には同意しかねますので、理由を述べ採択に反対します。

WHOでは、公共施設や飲食店をはじめ、8種類の公共の集まる場所での屋内全面禁煙を義務づける「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条例」、これを2003年に全会一致で採択いたしました。日本もこの条例を承認しています。

屋外であっても学校や医療機関、児童福祉施設では敷地内禁煙、公衆が集まる場所は屋内全面禁煙が世界的な流れです。

しかし、日本の改正健康増進法は学校、病院、児童福祉施設などを敷地内禁煙としながらも、ただし、受動喫煙防止の必要な措置がとられた場所には、喫煙場所を設置することができるとし、整合性がとられていません。本請願は、分煙環境整備にたばこ税をあてることを求めておられますが、禁煙専用室を設けても受動喫煙の恐れはなくなりません。厚労省の調査によれば、この受動喫煙で肺がん、虚血性心疾患を誘発したことによる超過医療費が2014年度のデータですけれども、年間3,000億円を超えています。死亡者は、交通事故死の4倍、1万5,000人です。飛騨市の「健康飛騨市21 第2次計画」では、「たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立しています」と明確です。そして、喫煙率の低下を重要な指標とし、今後は喫煙をやめたい人に対する禁煙支援とより喫煙リスクが高い人への支援、これをあげています。私は、これこそが行政のやるべき仕事だと思います。ですから増大する医療費の適正化が進められている中で、たばこ税の税収分は、まずはこうしたたばこ被害に苦しんでいる人たちへの対策や支援、または禁煙外来に通う人への費用の助成など予防対策にあてるべきです。私の夫は肺がんで亡くなりました。喫煙者でした。壮絶な痛みと苦しみの中で治療のすべもなく、麻酔薬だけ、どんどん注入されて亡くなりました。こんな患者、こんな市民が一人でも多く減るように、そのための支援や対策こそ行政にはお願いいたします。

以上をもって、私の反対討論といたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

私は、今回の請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

ことし4月に法律が改正され、これまでマナーの問題とされてきた受動喫煙防止がルール化され、喫煙ができる機会が一層制約されることになりました。

受動喫煙の強化は重要であります。他方で喫煙が許可される場所では今までどおり喫煙することができます。

改正健康増進法の全面施行により喫煙者の皆さんは飲食店をはじめとする第二種施設の多くで屋内では一服を楽しめなくなりました。そのため屋外で一服されますが、望まない受動喫煙や吸い殻のポイ捨て、歩きタバコの横行、さらに火災が危惧されます。こうし

たことを避けるためにも、喫煙場所を適切に設け、非喫煙者と喫煙者が仲よく共存する環境を整えるべきと考えます。

今回の請願は、こうした趣旨のもとの請願でありますので、採択すべきものと考え、賛成といたします。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで、討論を終結し、これより採決をいたします。

請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を採決いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものがあります。

請願第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

◆日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に湯之下 明宏（ゆのした あきひろ）君、同規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に葛谷寛徳（くずたに ひろのり）を指名いたします。

ただいま指名いたしました、湯之下明宏君、葛谷寛徳を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました湯之下明宏君、葛谷寛徳を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今議会、11月30日開会以来、18日間にわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の制定・改正、指定管理者の指定など多数の案件つきまして慎重かつ活発なご審議を賜りまして、すべての議案につきましてご決定を賜り、誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様にしっかり受け止めさせていただき、今後の市政運営にいかしてまいりたいと考えております。また各種の答弁等におきまして申し上げた事項につきましても進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本日現在、本市においても陽性者が2名確認をされております。感染された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く回復されることをお祈り申し上げます。

市内ではこうした感染者の発生や飛騨地域内での感染者の増大、全国的な第3波の拡大によって、市民の不安が広がっておりまして、さらにG o T oトラベルの一時停止なども相まって、飲食店の来客の急減や宿泊キャンセルなどが相次いでおります。こうした中、市では県が打ち出しました酒類の提供を伴う飲食店の営業時間短縮にかかる協力金制度の対象地域の希望調査に手をあげまして、昨日、対象地域となることが決まりました。12月18日から1月11日までの間、夜9時から朝5時までの間の営業を完全に取りやめられた場合、1店舗、100万円の協力金が支給されるものでございます。昨日の夜に決定した事項でございますためにけさから関係職員が県に制度を確認しつつ、各店舗への説明・周知等に動いておるところでございます。現段階で不明な点も多くある状況ですが、実質的には飲食店への支援金となるものでありますので、市としても全力をあげて周知を行ってまいります。

なお、本制度におきましては、市の負担は5パーセント、つまり1店舗当たり5万円とされております。該当店舗は、100軒から200軒のあいだになるのではないかと見込まれますけれども、その負担金につきましては、制度が終了した後に精算した金額を県に支払うかたちになると見込まれます。財源につきましては、国費100パーセントの地方

創生臨時交付金が活用できる見込みでありますけれども、その予算の取り扱いにつきましては、定まり次第、別途議会にご相談させていただく予定であります。

また、これから年末年始を迎えることとなりますけれども、本市としては、市民総がかりで感染対策を徹底してきておりますことを踏まえて、市独自に移動や飲酒飲食の自粛要請は実施しない方針であります。成人式も予定どおり実施をいたします。その分、市民の皆様に対しましては、手指消毒や手洗い、マスクの着用、定期的な換気などの基本的な感染症対策に加えて、飲食に際しましては、一人一人が感染しやすい場面を意識していただきつつ、食べる時、飲む時以外はマスクを着用する、いわゆるマスク会食を実践するなどしていただけるよう、改めてチラシ等を配布し、周知徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、今後も新型コロナ対策につきましては、状況を的確に把握しながら必要な施策を見極めるとともに今後の状況によっては、対策予算の追加等をお願いする場合もあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。

ここで閉会にあたり私から一言お礼を申し上げます。本定例会に提出されました議案が皆様方のご理解によりまして、すべてご承認をいただきました。とくにこの1年、コロナ緊急対策で積極的に対応をしていただいております、都竹市長はじめ職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。コロナ禍の中で国も年末年始は静かに過ごしてくださいということがございます。どうか大雪でコロナ禍の中で、新しい年が市民の皆様にとりまして少しでも希望が持てる年になることを願ってご挨拶いたします。

それでは、本日の会議を閉じ、11月30日から18日間にわたりました令和2年第6回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時33分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（5番）

井端浩二

飛騨市議会議員（6番）

澤史朗